



元高私行第15号

令和元年9月27日

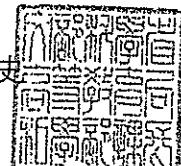
文部科学大臣所轄各学校法人理事長

殿

各都道府県私立学校主管部長

文部科学省高等教育局私学部

私学行政課長 松坂浩史



(印影印刷)

学校法人寄附行為作成例の改正について（通知）

「学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）」の施行については、令和元年7月12日付け元文科高第228号により通知したところですが、私立学校法の改正等を踏まえ、別添のとおり「学校法人寄附行為作成例（昭和38年3月12日私立大学審議会決定）」が令和元年9月17日に、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会決定により改正されました。

については、今後の寄附行為変更等の際の参考として送付いたします。

また、本改正を踏まえた寄附行為変更については、原則として

- ・令和元年12月2日（月）から12月13日（金）まで
- ・令和2年1月14日（火）から1月24日（金）まで

の期間に申請いただくようお願いします。申請に当たっては別添のQ&Aを御参照ください。

やむを得ない事情により、これらの期限までに申請できない場合には、事前に相談いただくようお願いします。

添付資料

【別添 1】学校法人寄附行為作成例

【別添 2】学校法人寄附行為作成例 新旧対照表

【別添 3】私立学校法改正 Q&A（寄附行為変更申請関係抜粋）

【問合せ先】

- 学校法人寄附行為作成例の改正内容について
高等教育局私学部私学行政課法規係
電話：03-5253-4111（内線 2531）
E-mail : sigakugy@mext.go.jp

- 寄附行為変更認可申請について
高等教育局私学部私学行政課法人係
電話：03-5253-4111（内線 2534）
E-mail : s-secchi@mext.go.jp

学校法人寄附行為作成例（昭和三十八年三月十二日私立大学審議会決定）

〔改正 平成十六年七月十三日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定〕

〔改正 平成二十九年一月二十七日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定〕

〔改正 令和元年九月十七日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定〕

(注)この作成例は、一般的な例であるから学校法人のそれぞれの特殊事情を考慮して、画一的に取り扱うことのないように留意するものとする。

学校法人〇〇学園寄附行為

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇番地に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一〇〇大学 大学院 〇〇研究科
- 〇〇学部 〇〇学科

○○学部 ○○学科

二 ○○短期大学 ○○○○学科

三 ○○高等専門学校 ○○学科 ○○学科

四 ○○高等学校 全日制課程 ○○科

定時制課程 ○○科

通信制課程 (広域) ○○科

五 ○○中学校

六 ○○小学校

七 ○○幼稚園

八 ○○専修学校 ○○高等課程 ○○専門課程

九 ○○各種学校

(収益事業)

第五条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

一 書籍・文房具小売業

二 各種食料品小売業

第三章 役員及び理事会

(役員)

第六条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事○○人

二 監事 ○人

- 2 理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち〇人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

（理事の選任）

第七条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

一 学長（校長）

二 評議員のうちから評議員会において選任した者 ○人

三 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人

- 2 前項第一号及び第一号の理事は、学長（校長）又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任）

第八条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員若しくは役員の配偶者又は三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たつては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（役員の任期）

第九条 役員（第七条第一項第一号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、〇年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長「又は常務理事」にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員の補充）

第十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

（役員の解任及び退任）

第十一条 役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、「これを解任する」ことができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき
- 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

2 役員は次の事由によつて退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

四 私立学校法第三十八条第八項第一号又は第一号に掲げる事由に該当するに至つたとき
（理事長の職務）

第十二条 理事長は、この法人を代表し、その業務を總理する。

(常務理事の職務)

第十三条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第十四条 理事長〔及び常務理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第十五条 理事長に事故があるときは、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第十六条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がある」とを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から一週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第十七条 この法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から七日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対し、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。
- 8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第二項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十三項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもつて、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第十八条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 1 第十九条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
 - 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。
- 第四章 評議員会及び評議員
(評議員会)
- 1 第二十条 この法人に、評議員会を置く。
 - 2 評議員会は、〇〇人の評議員をもつて組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から一十日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十一項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第二十一条 第十九条第一項及び第二項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第一項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第二十二条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
 - 二 事業に関する中期的な計画
 - 三 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
 - 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - 六 寄附行為の変更
 - 七 合併
 - 八 目的たる事業の成功の不能による解散
 - 〔九 収益事業に関する重要事項〕
 - 十 寄附金品の募集に関する事項
 - 十一 その他この法人の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)
- 第二十三条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。
- (評議員の選任)
- 第二十四条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。
- 一 この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 ○○人

一 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから、理事会において選任した者 ○○人

三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 ○○人

2 前項第一号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第二十五条 評議員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第二十六条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

2 評議員は次の事由によつて退任する

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十七条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産〔及び収益事業用財産〕とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従つて基本財産、運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第二十九条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第三十条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十一条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもつて支弁する。

(会計)

第三十二条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

〔2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。〕

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第三十三条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、〇年以上〇年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第三十四条 予算をもつて定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第三十五条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

〔3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。〕
（財産目録等の備付け及び閲覧）

第三十六条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第三十七条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき　寄附行為の内容
- 二 監査報告書を作成したとき　当該監査報告書の内容
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき　これらの書類の内容
- 四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき　当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第二十八条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第二十九条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第四十条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第六章 解散及び合併

(解散)

第四十一条 この法人は、次の各号に掲げる事由によつて解散する。

一 理事会における理事総数の三分の一以上の議決及び評議員会の議決

二 この法人の目的たる事業の成功の不能となつた場合で、理事会における出席した理事の三分の一以上の議決

三 合併

四 破産

五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならぬ。

(残余財産の帰属者)

第四十二条 この法人が解散した場合（合併又は破産によつて解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおいて理事会において出席した理事の三分の一以上の議決により選定した学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する。

（合併）

第四十三条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の一以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十四条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の一以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の一以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第八章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第四十五条 この法人は、第三十六条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十六条 この法人の公告は、〇〇学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十七条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成〇年〇月〇日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	〇〇〇〇
理事	〇〇〇〇

理事	○○○○
理事	○○○○
理事	○○○○
監事	○○○○
監事	○○○○

3 平成〇年〇月〇日までの間は、第二十四条第一項第二号中「学校を卒業した者」とあるのは「……」と読み替えるものとする。

※この他、役員の損害賠償責任に関し、以下の規定を置くことが考えられる。

(責任の免除)

第〇条 役員が任務を怠つたことによつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第〇条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠つたことによつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立

学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

◎ 学校法人寄附行為作成例 新旧対照表

○ 学校法人寄附行為作成例（昭和三十八年三月十二日私立大学審議会決定）

（傍線の部分は改正部分）

	改正案	現行
	第一章 総則	第一章 総則
(名称)	第一条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。	第一条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。
(事務所)	第二条 この法人は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇番地に置く。	第二条 この法人は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇番地に置く。
(目的)	第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行ひ、〇〇な人材を育成することを目的とする。	第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行ひ、〇〇な人材を育成することを目的とする。
(設置する学校)	第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。	第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
一 ○○大学 大学院 ○○研究科 ○○学部 ○○学科 ○○学部 ○○学科	一 ○○大学 大学院 ○○研究科 ○○学部 ○○学科 ○○学部 ○○学科	一 ○○大学 大学院 ○○研究科 ○○学部 ○○学科 ○○学部 ○○学科
二 ○○短期大学 三 ○○高等専門学校 四 ○○高等学校 全日制課程 ○○科	二 ○○短期大学 三 ○○高等専門学校 ○○学科 ○○学科 四 ○○高等学校 全日制課程 ○○科	二 ○○短期大学 三 ○○高等専門学校 ○○学科 ○○学科 四 ○○高等学校 全日制課程 ○○科

定時制課程 ○○科
通信制課程 (広域) ○○科

五 ○○中学校
六 ○○小学校
七 ○○幼稚園
八 ○○専修学校
九 ○○各種学校

(収益事業)

第五条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一 書籍・文房具小売業
- 二 各種食料品小売業

定時制課程 ○○科
通信制課程 (広域) ○○科

五 ○○中学校
六 ○○小学校
七 ○○幼稚園
八 ○○専修学校
九 ○○各種学校

(収益事業)

第五条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一 書籍・文房具小売業
- 二 各種食料品小売業

第三章 役員及び理事会

(役員)

第六条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事○○人
- 二 監事○人

第六条 この法人に、次の役員を置く。
(役員)
一 理事○○人
二 監事○人

2 理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
〔3 理事(理事長を除く。)のうち○人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。〕

(理事の選任)

第七条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長(校長)
- 二 評議員のうちから評議員会において選任した者

○人

第六条 この法人に、次の役員を置く。
(役員)
一 理事○○人
二 監事○人

2 理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
〔3 理事(理事長を除く。)のうち○人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。〕

(理事の選任)

第七条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長(校長)
- 二 評議員のうちから評議員会において選任した者

○人

三 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人

- 2 前項第一号及び第二号の理事は、学長（校長）又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任）

第八条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員若しくは役員の配偶者又は三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たつては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（監事の選任）
（新設）

第八条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

※第一項については、学校法人の業務の状況等を監査する監事が、役員の親族であることは望ましくないことを踏まえた改正。

※第二項については、第一項で定める理事、職員、評議員若しくは役員の配偶者又は三親等以内の親族には該当しないものの、理事長と監事が他の法人で上下関係にあるような場合や、監事が学校法人と顧問契約を結んでいるような場合など、奉公機能が十分に發揮されない状況とならないよう、選任に係る規定を追加。

（役員の任期）

第九条 役員（第七条第一項第一号に掲げる理事を除く。以下この条例において同じ。）の任期は、〇年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることがある。
3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長〔又は常務理事〕）にあつては、その職務を含む。）を行う。
- ※第一項は、補欠の役員の任期を前任者の残任期間とせず、通常の役員の任期とした方が利便的である例があることを踏まえた文言の

（役員の任期）

第九条 役員（第七条第一項第一号に掲げる理事を除く。以下この条例において同じ。）の任期は、〇年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることがある。
3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行なう。

※第一項は、補欠の役員の任期を前任者の残任期間とせず、通常の役員の任期とした方が利便的である例があることを踏まえた文言の

三 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人

- 2 前項第一号及び第二号の理事は、学長（校長）又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

適正化

※第三項は、理事長又は業務執行権や代表権を有する理事の任期満了後、後任の役員が選任されるまで、理事としての職務を行うのが、理事長や常務理事として、業務執行権や代表権まで行使できるのが不明確であつたことを踏まえた文言の適正化。

(役員の補充)

第十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第十一条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

三 職務上の義務に著しく違反したとき

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

2 役員は次の事由によつて退任する

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

四 私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至つたとき

※第三号は、役員の死亡時に役員がら退任することを明確化する観点での改正。

※第四号は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律において、私立学校法第三十八号第八項が改正されたことを踏まえた改正。

適正化

第十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第十一条 役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

三 職務上の義務に著しく違反したとき

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

2 役員は次の事由によつて退任する

一 任期の満了

二 辞任

(新設)

三 学校教育法第九条各号に掲げる事由に該当するに至つたとき

(理事長の職務)

第十二条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第十三条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代理権の制限)

第十四条 理事長〔及び常務理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第十五条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第十六条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の業務執行の状況を監査すること。
- 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

(理事長の職務)

第十二条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第十三条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代理権の制限)

第十四条 理事長〔及び常務理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第十五条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第十六条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣（都道府県知事）に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2

前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が發せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめる」とを請求することができる。

※私立学校法第三十七、七条第三項の改正、第四項の新設に伴う改正。

(理事会)

第十七条 この法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から七日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(新設)

(新設)

(理事会)

第十七条 この法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から七日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

8 7

理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。

理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。

理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によつて定める。

9| 前条第二項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によつて定める。

10| 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十三項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11| 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもつて、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12| 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13| 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

※第九項は、第十六条において、監事の理事会招集権について規定したことと踏まえた改正。
※第十三項は、新設された私立学校法第三十六条第七項の文言と並びを取つた改正。

(業務の決定の委任)

第十八条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要な事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(業務の決定の委任)

第十八条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要な事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第十九条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならぬ。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

※第二項については、議事録への署名押印について、出席した理事全員の署名押印をすることは、学校法人の規模によっては過大な負担となることを踏まえた改正。

※第三項については、私立学校法第四十四の二第三項において、私立学校法第四十条の五において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事は、任務を怠つたものと推定されるなどを踏まえた改正。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第二十条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、〇〇人の評議員をもつて組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただ

第十九条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(新設)

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第二十条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、〇〇人の評議員をもつて組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただ

し、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十二項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもつて、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

※私立学校法第四十一条第九項及び第十項の新設を踏まえた改正。

(議事録)

第二十一条 第十九条第一項及び第二項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第二項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

※第十九条の改正を踏まえた改正。

(諮問事項)

第二十二条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならぬ。

一 予算及び事業計画
二 事業に関する中期的な計画

し、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもつて、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
(新設)

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもつて、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第二十一条 第十九条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第二項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員二人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第二十二条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならぬ。

(新設)

三 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

（削る）

四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

六 寄附行為の変更

七 合併

八 目的たる事業の成功の不能による解散

九 収益事業に関する重要事項

十 その他この法人の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるもの

※私立学校法第四十二条の改正に伴う改正

（評議員会の意見具申等）

第二十三条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第二十四条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推せんされた者の中から、評議員会において選任した者 ○○人
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、理事会において選任した者 ○○人
- 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 ○○人

（評議員会の意見具申等）

第二十三条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第二十四条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推せんされた者の中から、評議員会において選任した者 ○○人
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、理事会において選任した者 ○○人
- 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 ○○人

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

（新設）

二 事業計画

三 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

四 寄附行為の変更

五 合併

六 目的たる事業の成功の不能による解散

七 収益事業に関する重要事項

八 寄附金品の募集に関する事項
九 その他この法人の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるもの

2 前項第一号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第二十五条 評議員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第二十六条 評議員が次の各号の一に該当するに至つたときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき
- 2 評議員は次の事由によつて退任する。
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡

※第十一條第二項第三号の改正を踏まえた改正。

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十七条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産」とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又は

2 前項第一号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第二十五条 評議員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第二十六条 評議員が次の各号の一に該当するに至つたときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき
- 2 評議員は次の事由によつて退任する。
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任

(新設)

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十七条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産」とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又は

これらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

〔4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。〕

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従つて基本財産、運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第二十九条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第三十条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十一条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもつて支弁する。

(会計)

第三十二条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

〔2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計

これらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

〔4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。〕

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従つて基本財産、運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第二十九条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第三十条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十一条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもつて支弁する。

(会計)

第三十二条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

〔2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計

「という。」及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。」

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第三十三条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、〇年以上〇年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

※私立学校法第四十五条の二の新設に伴う規定の新設。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第三十四条 予算をもつて定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第三十五条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
〔3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。〕

（決算及び実績の報告）

第三十五条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
〔3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。〕

「という。」及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。」

（予算及び事業計画）

第三十三条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（新設）

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）
第三十四条 予算をもつて定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十六条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができること。

※私立学校法第三十三条の二の新設、第四十七条の改正に伴う改正。

(情報の公表)

第三十七条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これららの書類の内容
- 四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十六条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第十六条第三号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(新設)

(新設)

(役員の報酬)

第三十八条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

※私立学校法第四十八条の新設に伴う規定の新設。

(資産総額の変更登記)

第三十九条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第四十条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第六章 解散及び合併

(解散)

第四十一条 この法人は、次の各号に掲げる事由によつて解散する。

一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決

二 この法人の目的たる事業の成功の不能となつた場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決

三 合併

四 破産

五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(新設)

(資産総額の変更登記)

第三十七条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第三十八条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第六章 解散及び合併

(解散)

第三十九条 この法人は、次の各号に掲げる事由によつて解散する。

一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決

二 この法人の目的たる事業の成功の不能となつた場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決

三 合併

四 破産

五 文部科学大臣(都道府県知事)の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

※文部科学大臣所轄法人において、都道府県知事が解散命令を発出することは想定されないため、文言の適正化。

(残余財産の帰属者)

第四十二条 この法人が解散した場合（合併又は破産によつて解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する。

※「公益法人」の解釈が曖昧であつたことから、私立学校法第三十条第三項において残余財産の帰属先が「学校法人その他教育の事業を行ふ者」とされていゝ趣旨を踏まえ、文言を適正化。

(合併)

第四十三条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十四条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

(残余財産の帰属者)

第四十条 この法人が解散した場合（合併又は破産によつて解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第四十一条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十二条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第八章 補則

第八章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第四十五条 この法人は、第三十六条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならぬ。

- 一 役員及び評議員の履歴書
二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
三 その他必要な書類及び帳簿

※第三十六条の改正を踏まえた改正。

(公告の方法)

第四十六条 この法人の公告は、〇〇学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十七条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関する必要な事項は、理事会が定める。

※この他、役員の損害賠償責任に関する規定を置くことが考えられる。

(責任の免除)

第四十条 役員が任務を怠つたことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(書類及び帳簿の備付け)

第四十三条 この法人は、第三十六条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならぬ。

- 一 寄附行為
二 役員及び評議員の名簿及び履歴書
三 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
四 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十四条 この法人の公告は、〇〇学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十五条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関する必要な事項は、理事会が定める。

(新設)

※私立学校法第四十四条の二の新設により、同条第四項において認
み替えて準用する一般社団・財団法人法第一百四条に基づく規定
の新設。

(責任限定契約)

第〇条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又
はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条に
おいて「非業務執行理事等」という。）が任務を怠つたことによ
つて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非
業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない
ときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法にお
いて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定
に基づく最低責任限度額とのいづれか高い額を限度とする旨の契
約を非業務執行理事等と締結することができる。

※私立学校法第四十四条の二の新設により、同条第四項において認
み替えて準用する一般社団・財団法人法第一百五条に基づく規定
の新設。

(新設)

私立学校法改正 Q&A（寄附行為変更申請関係抜粋）

令和元年9月27日版

Q1-1 私立学校法改正に伴い寄附行為を変更する場合は、文部科学省への申請が必要

- 必要となります。私立学校法改正に伴う寄附行為変更については、以下の期間を申請受付期間とします。
①令和元年12月2日（月）から12月13日（金）まで
②令和2年1月14日（火）から1月24日（金）まで
- 各法人におかれては、学校法人寄附行為作成例（大学設置・学校法人審議会決定（令和元年9月17日改正））（以下「改正寄附行為作成例」という。）も参考とし、寄附行為変更を準備の上、上記期間に申請ください。
- やむを得ない事情により、これらの期間に申請できない場合、事前に文部科学省高等教育局私学部私学行政課法人係まで相談してください。

Q1-2 寄附行為の変更認可申請には、どのような添付資料が必要となるか。また、どのくらいの期間で認可が下りるか。改正私立学校法に伴う寄附行為の変更にあわせて理事数変更等の変更認可申請をしてもよいか。

- 寄附行為変更認可申請書、変更の条項及び事由を記載した書類、所定の手続を経たことを証する書類などが必要となります。「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引」の「第5部 私立学校の設置廃止を伴わない寄附行為変更認可申請 3. その他の変更に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について」を参照してください（なお、その他書類としてパンフレット等の添付は不要です）。
- 申請から認可までの期間は概ね1か月から2か月程度を予定しています。学部等設置に係る寄附行為変更認可申請の場合には、来省による事務相談を受け付けていますが、他の変更に係る寄附行為変更認可申請については、事務相談の対象ではありませんのでご了承ください。
なお、私立学校法改正に伴う寄附行為変更内容について御不明な点がある場合は、私学行政課法規係まで電話にてお問い合わせください。
- 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更以外の変更事項（学部等設置廃止、設置者変更に係る寄附行為変更を除く）がある場合には、あわせて認可申請をしていただくことが可能です。

Q1-3 寄附行為変更の認可申請後に補正が必要となった場合、改めて理事会及び評議員会に諮る必要があるのか。

- 寄附行為の変更は評議員会の意見を聴いた上で理事会において決議することが必要となりますので、認可申請後に補正が必要となった場合は、改めて理事会及び評議員会に諮る必要があります。なお、法人において、文部科学大臣への認可申請において、軽微な修正を行う必要が生じた場合には、理事長に一任する取扱いとしている例があり、その場合には、改めて理事会及び評議員会に諮る必要はありません。

Q1-4 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更で、学則等の大学必置規則への影響が予見できるものはあるか。

- 特段影響が及ぶことは想定されませんが、各法人・学校においてご確認ください。

Q1-5 一般社団・財団法人法の規程を準用する条項について、寄附行為で定める場合はどのように記載すればよいか。

- 改正寄附行為作成例を参照ください。

Q1-6 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更は、令和2年4月1日までに行う必要があるか。寄附行為の施行日は令和2年4月1日でよいか。HP等の公開も令和2年4月1日にすべきか。内容に経過措置を設けてよいか。

- 改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日までに、同日を施行日とする寄附行為変更を行うことが望ましいですが、間に合わない場合、実際の運用を改正私立学校法と同様のものにするという対応も考えられます。いずれにしても、新制度の施行日である令和2年4月1日以降は新制度に基づく対応が行われることが必要となります。
- 令和2年4月1日までに寄付行為変更が間に合わなかった場合の寄附行為の施行日は文部科学大臣認可日以降となります。ホームページでの公開については令和2年4月1日までに行う必要があります。

Q1-7 令和2年4月に学校の廃止に係る認可申請を予定しているが、改正私立学校法に伴う寄附行為認可後に行うことでよいか。

- 改正私立学校法に伴う寄附行為変更の認可後に学校の廃止に係る認可申請をしていただくということで差し支えありません。